

〔保護者負担金（徴収金）〕

■金額

○市民税課税世帯：月3, 000円（8月は6, 000円）

○市民税非課税世帯：月1, 500円（8月は3, 000円）

○第二子以降の児童（同月利用の場合のみ）：月1, 500円（8月は3, 000円）

※ただし、教材費や間食費（おやつ代）等を別途ご負担いただく場合があります。

※入会している月に応じて（現実の利用がなくても）保護者負担金をご負担いただきますので、入会継続中に利用しない月がある場合は、前月の25日までに休会届を提出してください。

※世帯ごとの市民税の課税状況は、保護者の平成31年度市民税（平成30年收入分）を基準に、市が判定します。〔9月からは令和2年度市民税（平成31年收入分）を基準とします。〕

※市民税が未申告で扶養に入っていない方の方は、事前に申告をしておいてください。

※平成31年1月1日時点（9月以降入会の場合は令和2年1月1日時点）で西条市に住所がなかった方等、公簿により課税状況の確認ができない方については、前住所地の市区町村で発行される所得課税証明書等の提出が必要となります。

■納入方法等

○原則として口座振替とさせていただきます。

※入会決定後に配付する「西条市口座振替依頼書」にて、登録手続きをお願いします。

〔入会申込〕

■提出書類

① 児童クラブ入会申込書

② 同意書兼誓約書

③ 保護者全員（児童父母）の「入会を必要とする理由を証する証明書」等

入会を必要とする理由		提出する証明書等	
就労等	会社等に常勤・パート等で勤務	雇用証明書（源泉徴収票不可）	
	内職	雇用証明書（源泉徴収票不可）	
	自営業・農業・漁業	就労状況確認書	
出産（産前産後2か月）		母子健康手帳の表紙、予定日記入欄の写し	
病気・障害		診断書・身体障害者手帳等の写し	
親族の長期入院等の介護・看護		介護・看護状況申立書（診断書等添付）	

※兄弟姉妹で入会申込みする場合は、上記②及び③の書類は、世帯ごとに1枚の提出で構いません。

また、弟妹が保育所に入所している場合は、上記③の書類の提出は不要です。

■提出場所 入会希望の児童クラブ又は市役所子育て支援課（保育所等ではありません）

※児童クラブは月～土曜日の活動時間中。市役所は月～金曜日の勤務時間中。

■申込期間 2020年2月3日（月）～2月21日（金）

〔決定通知・その他〕

※入会申込書等を審査し、3月中に入会の可否について文書でお知らせします。

※今回の申込受付は、4月からの利用を希望する方が対象です。年度途中でも、定員の枠内で随時受け付けますので、入会が必要になった時はご相談ください。

（夏休みのみ利用の方は、6月22日（月）～6月26日（金）の間に申込書を提出してください。）

※この件に関してご不明な点がありましたら、市役所子育て支援課子育て支援係

TEL 56-5151（内線2335）まで、お問い合わせください。